

旧合併特例法と新合併特例法との比較

平成17年3月31日

平成22年3月31日

旧合併特例法

新合併特例法

- 合併に関する障害除去の特例措置
 - ・地方税の不均一課税、議員の在任特例等
 - ・合併算定替の特例期間10年(+激変緩和5年)

○合併特例債による財政支援措置

平成17年4月1日
以降に合併申請

- 総務大臣の定める基本指針に基づき、都道府県が、市町村の合併の推進に関する構想を策定
- 知事が、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあつせん、調停を行わせることができる。
- 知事が合併協議会設置又は合併協議推進勧告により、市町村の合併を推進する。

- ・存置(3万市特例は議員修正により追加・存置)
- ・段階的に5年(+激変緩和5年)に短縮
(平成17・18年度に合併した場合の特例期間は9年、平成19・20年度は7年、平成21年度は5年)

経過措置期間

平成17年3月31日
までに合併申請

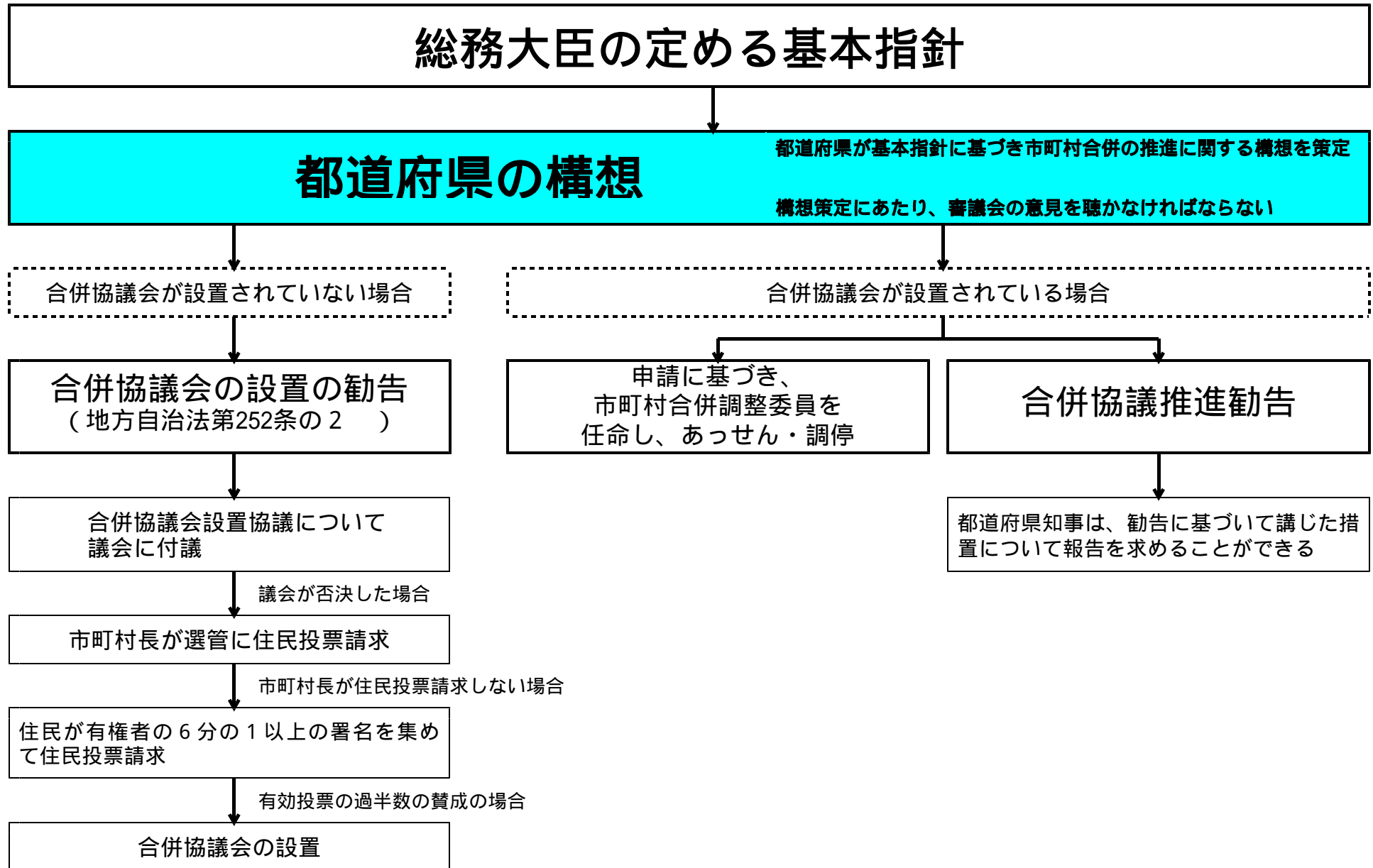
・新法では廃止

平成22年3月31日
までに合併

合併

平成18年3月31日
までに合併

市町村の合併の特例等に関する法律（新合併特例法）



自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

(総務省告示第648号 平成17年5月31日)

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

- 1 市町村の合併を推進する必要性
- 2 新法における市町村の合併の基本的考え方
 - (1) 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想の作成等
 - (2) 合併特例区等の制度の創設
 - (3) 新法における特例措置
- 3 政府における市町村の合併を推進するための施策
 - (1) 広報・啓発、情報提供
 - (2) 相談体制の確保充実
 - (3) 市町村合併支援本部における連携措置
 - (4) 市町村の合併に係る必要な支援措置

二 構想を定めるに当たりよるべき基準

1 審議会の設置

2 構想の内容

(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

(2) 市町村の現況及び将来の見通し

(3) 構想対象市町村の組合せ

生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村

更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村

おおむね人口一万未満を目安とする小規模な市町村

(4) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

○総務省告示第648号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第58条第1項の規定に基づき、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第3項及び市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第59条の規定に基づき告示する。

平成17年5月31日

総務大臣 麻生 太郎

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

1 市町村の合併を推進する必要性

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧法」という。）は、昭和40年に制定され、その後の数次の延長と改正を経て、平成17年3月31日に期限を迎えることとなった。この間、昭和40年4月に3,392であった市町村数は、平成17年3月31日には2,521となるとともに、旧法に基づく特例措置が適用される平成17年3月31日までに都道府県知事に合併申請したもので見ると、平成18年3月31日には1,822となる見込みとなっている。

このように市町村の合併は、関係者の努力により成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところである。地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現等の要請に応えていくためには、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）の下で、新しい視点を加えつつ、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

2 新法における市町村の合併の基本的考え方

(1) 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想の作成等

新法においては、都道府県は、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置を講ずることができるなど、自主的な市町村の合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされて

いる。

(2) 合併特例区等の制度の創設

新法においては、合併市町村の円滑な運営を実現することができるよう、地域の実情に応じて、合併特例による地域自治区の制度や合併特例区の制度を活用できるととされている。

(3) 新法における特例措置

新法においては、引き続き、普通交付税における合併補正、普通交付税の合併算定替、地方税の不均一課税、議会の議員の在任に関する特例等の措置が講じられているところである。

なお、旧法で設けられていた合併特例債は廃止されるとともに、普通交付税の合併算定替についてはその適用期間を段階的に短縮することとされたところである。

3 政府における市町村の合併を推進するための施策

政府は、次のような市町村の合併を推進するための施策を講ずることとする。

(1) 広報・啓発、情報提供

市町村の合併の推進に関し、広報パンフレットの作成、ホームページの活用等により、迅速かつ適切な広報・啓発、情報提供等を行うとともに、新たなまちづくりを支援するため、合併市町村についての情報発信等も積極的に行う。

(2) 相談体制の確保充実

総務省市町村合併推進本部内に設置した「市町村合併相談センター」において市町村の合併に関する制度、合併協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等市町村の合併に関する個別具体の相談に積極的に対応する。

(3) 市町村合併支援本部における連携措置

総務大臣を本部長、内閣官房副長官及び総務副大臣を副本部長、他のすべての副大臣を本部員として内閣に設置された「市町村合併支援本部」（平成13年3月27日閣議決定）を通じて、引き続き、市町村の合併についての国民への啓発を推進するとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図る。

(4) 市町村の合併に係る必要な支援措置

2(3)の措置のほか、新法に基づく自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関の運営に要する経費及び構想の作成に要する経費については、都道府県に対して、所要の普通交付税措置を講ずる。

二 構想を定めるに当たりよるべき基準

1 審議会の設置

都道府県が構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、新法第60条第1項に基づき、都道府県に自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）を置くものとされており、都道府県においては、速やかに審議会を設置し、構想の作成について十分審議、検討を行うこと。

2 構想の内容

構想には、次に掲げる事項を定めること。

(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

都道府県内における市町村の望ましい姿、自主的な市町村の合併の推進の必要性、市町村の合併を推進するに当たっての当該都道府県の役割等に関する基本的な考え方、方針等を示すこと。

(2) 市町村の現況及び将来の見通し

自主的な市町村の合併の推進の必要性を明らかにするため、市町村の行政運営及び財政状況の現況、人口や高齢化の今後の見通し等を示すこと。

(3) 構想対象市町村の組合せ

(1)、(2)を踏まえ、新法第59条第1項に規定する構想対象市町村について、その組合せを示すこと。

なお、構想対象市町村を定めるに当たっては、おおむね次に掲げる市町村をその対象とすること。

① 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村

② 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村

③ おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

なお、③の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮すること。

(4) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

新法において、都道府県による必要な助言、情報の提供、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置が設けられていることを踏まえ、これらの措置も含め、それぞれの都道府県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと。